

水戸地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日 時 令和元年6月3日（月）午後1時20分から午後3時30分
まで

2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

跡部尚子，荒井徹伊，卜部晴比古，大木光子，大和田基，北島重司，
小西俊一，斉藤学，寺澤真由美，中原常雄，中村愼（委員長），
前田英子，村上信夫（五十音順 敬称略）

（事務担当者等）

菊地明弘刑事首席書記官，島田等刑事次席書記官，境博英裁判員調
整官，中園敬事務局長，早稲田浩事務局次長，長坂浩之総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（大木委員，中原委員）

(2) 第32回委員会において，委員から意見が出されていた事項につ
き，対処した事項等を報告した。

(3) 本日のテーマ「裁判員制度について」

裁判員調整官から，施行から10年間の水戸地裁における裁判員
裁判の実施状況等についての説明があり，それに関連する質疑応答
がなされた。

(4) テーマについて意見交換をした概要（●委員長，○委員）

○ 辞退者が増えているということですがけれども，アンケートでは裁判員
に参加された方の9割以上が肯定的に捉えており，裁判員に参加する前
と後では好転しているところからすると，裁判員に参加された方の声が

国民に伝わっていないのではないか、伝え方が今後の課題ではないかと思えます。

量刑について、裁判員が関与した一審の判決が控訴審で覆されると、裁判員の判断は一体何の意味があるのかとなってしまうので、例えば、裁判員が極刑と判断するにあたって、ある程度の判断基準を示せば、裁判員の負担の軽減に繋がるのではないのでしょうか。

- 裁判員制度の意義について、裁判員経験者にお話してもらおうというのは重要なことだと思いますが、裁判員になることにどのような意義があるのかを噛み砕いて説明するという必要かと思えます。

委員の皆さんが感じる裁判員制度の意義はどのようなものか、あるいは、それをどのように伝えていけばいいかという点についてはいかがですか。

- 裁判員の方がいろんな角度から審理をするということが良い点なのではないかと思えます。
- 先ほどの説明ですと、裁判員裁判が始まってから量刑が重くなっているとありましたが、こういった罪状であればこれぐらいの刑というものがあると思いますが、裁判員にとっては感覚でしかないわけで、例えば、懲役5年か6年か7年かといった1年ごとの判断はどういうふうにするのか、そういった判断について負担を感じる裁判員もいるのではないか、このような評議のやり方でいいのかなと思えます。

裁判について第三者がチェックするということがあってもいいのかなと思えます。

それから、裁判員制度が10周年だからというだけでなく、毎年1年を振り返って検証するといったことも重要ではないかと思えます。

- 辞退率が上昇しているということに関しては、制度施行当初は辞退を

簡単に認めない運用をされていましたが、最近では施行当初であれば認められない事情でも辞退を認めるような運用をしているのが原因かとは思いますが。ではなぜ辞退するのかというと、平均審理日数が増えていることが大きな原因だと思います。通常でも裁判に5日程度かかるということになると、5日程度拘束されても出られる方というのは少なく、例えば70歳以上の方が裁判員として参加できる方が多いということになって、裁判員の構成が偏ってしまうのではないかと思います。

また、平均審理日数を短くすることが、裁判員の負担軽減という点で一番効果的なのではないかと考えています。以前は、特に争いのない事件であれば供述調書を見て判断していくというのが一般的な裁判でしたが、裁判員裁判の場合は、わかりやすさの観点から、重要な証人であれば、争いがなくても証人に出席してもらって話を聴くということをしているので、その分審理日数が伸びてしまうということがあるので、わかりやすさと審理日数のバランスというのが今後の課題ではないかと思っています。

- 刺激証拠を見るなどした裁判員の心の負担を何らかの形でサポートできるようになっているのでしょうか。

また、裁判員経験者の声について、今年は10周年ということで、新聞などでよく目にしますが、去年まではなかったように思います。経験者の声を聴ける機会があれば、裁判員制度を身近に感じることができるのかなと思います。

- 裁判員の精神的なサポートという点については、裁判所は、電話で専門家と相談できる窓口がありますが、裁判員の精神的な負担については依然課題であると考えています。
- 裁判員裁判に対する経営者の関心はかなり高いと理解しております。

辞退理由で「事業における重要な用務」というのが24パーセントと
なっているということですが、これは、辞退をしやすい理由だったか
らではないかと思います。その裏には、精神的な負担があるのではな
いかと考えています。水戸地裁ではまだないということですが、特に
死刑を言い渡すような事件では負担が非常に大きいと思いますので、
例えば、死刑となるような事件については裁判員裁判の対象外とする
ということも考えられるのではないかと思います。

また、メンタルサポートについては、一人ひとりの心理状況は違
うかと思いますが、十分なケアに取り組んでいただく必要があるだ
ろうと思います。

裁判員経験者の声については、以前からウェブサイトに出ているこ
とは承知していますが、もっと広い意味での広報をするように工夫す
るなど、裁判員に参加しやすいような環境整備を検討いただければと
思います。

- 企業の中には、裁判員に参加するにあたって出勤扱いとしているなど
の御協力をいただいております。先ほど御指摘がありましたように、企
業などにお勤めの方が裁判員に参加しにくいということは、裁判員の構
成に偏りが生じてしまい、裁判員制度の趣旨からしておかしくな
りかねませんから、さらに広く、御協力いただけるような工夫の余地は
まだあるのではないかと思います。
- 経験者の声を届ける際に、経験者がどのように時間的な調整をしたの
かなど、参加する前の段階の声にスポットを当ててほしいと思います。
例えば、仕事や育児をしている方がどういった調整をして裁判員に参加
したのかというのが伝われば、同じような境遇の方が参加しやすくなる
のではないかと思います。一般的なパンフレットには載っておりますが、

茨城オリジナルのものを作成するなどすると良いと思います。

精神的なサポートをするコールセンターの充実を図るというのも重要だと思います。

- 制度施行当初と比べて、わかりやすさの観点から、争いのない事件、つまり証人の供述調書を同意された事件についても証人尋問が求められるケースが増えておりますが、施行から10年経った今、これは見直されるべきではないかと思えます。裁判員の負担だけでなく、証人の負担も増えておりますし、裁判員に対するわかりやすさの観点からも、証人が話したことを後で録音テープで聴き返すように、供述調書も見返すことができるわけですから、供述調書の朗読がわかりやすい裁判に繋がらないということにはならないと思えます。供述調書の朗読であれば、反対尋問の時間もなくなるわけですから、審理が短縮化し、裁判員の負担だけでなく、証人として来ていただく方の負担も軽減されるのではないかと思います。

また、精神的な負担としては、裁判員だけでなく、例えば、たまたま目撃者となって、被告人の前で証言しなければならないなど、証人にも多大な負担があります。

刺激証拠についてですが、例えば、凄惨な現場の写真や遺体の写真などは一番の証拠だと思います。裁判員の精神的な負担については理解しておりますが、忘れてはならないのは誰のための裁判なのかということで、亡くなられた被害者の方や遺族の方の処罰感情、犯行の悪質さが直接伝わるようにするには、やはりそういった写真を証拠として採用して見ていただいた上で裁判員に判断していただくことが必要であると思えます。

- 裁判員制度の意義や自分が裁判員となることの意義、またその裁判が

どういう裁判かを理解できていなければ、関心を持ってないし、理由があれば辞退してしまうのではないかと思います。裁判員裁判とは一体誰のためにあるのか、厳罰化するためではないし、被害者のためだけ裁判であるとも思えないですし、その中で民主主義の基本としての裁判であるという教育を中学や高校の段階できちんとしなければならないのではないかと思います。

● なぜ自分が裁判員として参加しなければならないのか、その意義は何かということ、どのように教育していけばよいかということについて何かアイデアはあるでしょうか。

○ 裁判員の通知が届いた方が、裁判となっている事件をただ事件として見るのではなくて、その事件についてジャッジする立場にいるという意味合いを感じられるのかという疑問はあります。どこかで起こった事件について、自分がジャッジすることとの接点が見つけづらいのではないかと思います。しかし接点がなければならぬし、接点をきちんと伝える努力が教育機関やメディアやあるいは裁判所でも必要ではないかと思います。

○ 育児とか介護などの理由での辞退が多いことについては、社会環境を変えていく必要があるのでは、時間がかかるのではないかと思います。

ところで、辞退をした方がどのように意思決定をしたのかが気になります。例えば、業務における重要な用務といっても、物理的に辞退をしなければならない方ばかりではないような気がするのです、その辺のところは分からないと非常に難しいのではないかと思います。

それから、裁判員は社会的義務であるという教育も多少は必要ではないかと思います。

○ 一従業員として考えたときに、5日以上の審理に参加するというのは

現実的に中々難しいという気がします。難しいかとは思いますが、期日の指定において、裁判員に選択の余地があると日程調整しやすいのではないかと思います。あと、先ほどもお話がありましたが、裁判員制度が義務であるというPRも必要だと思います。

● 様々な御意見ありがとうございました。

裁判員の辞退を考えたときに、忘れてはならないのは、裁判員に参加した方が、自分が裁判員として判断に関わっているという実感や満足感がなくなってしまうと、いくら参加しやすいように様々な環境整備をしても裁判員制度を続けていくことはできないということではないかと思えます。そういう意味で言えば、裁判官と裁判員が判断していく中で裁判員が適切に判断できるような審理のあり方についても考えていかなければならないのではないかと思います。

5 次回のテーマ

「法教育について」

6 次回の開催期日

令和元年11月5日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

以上